

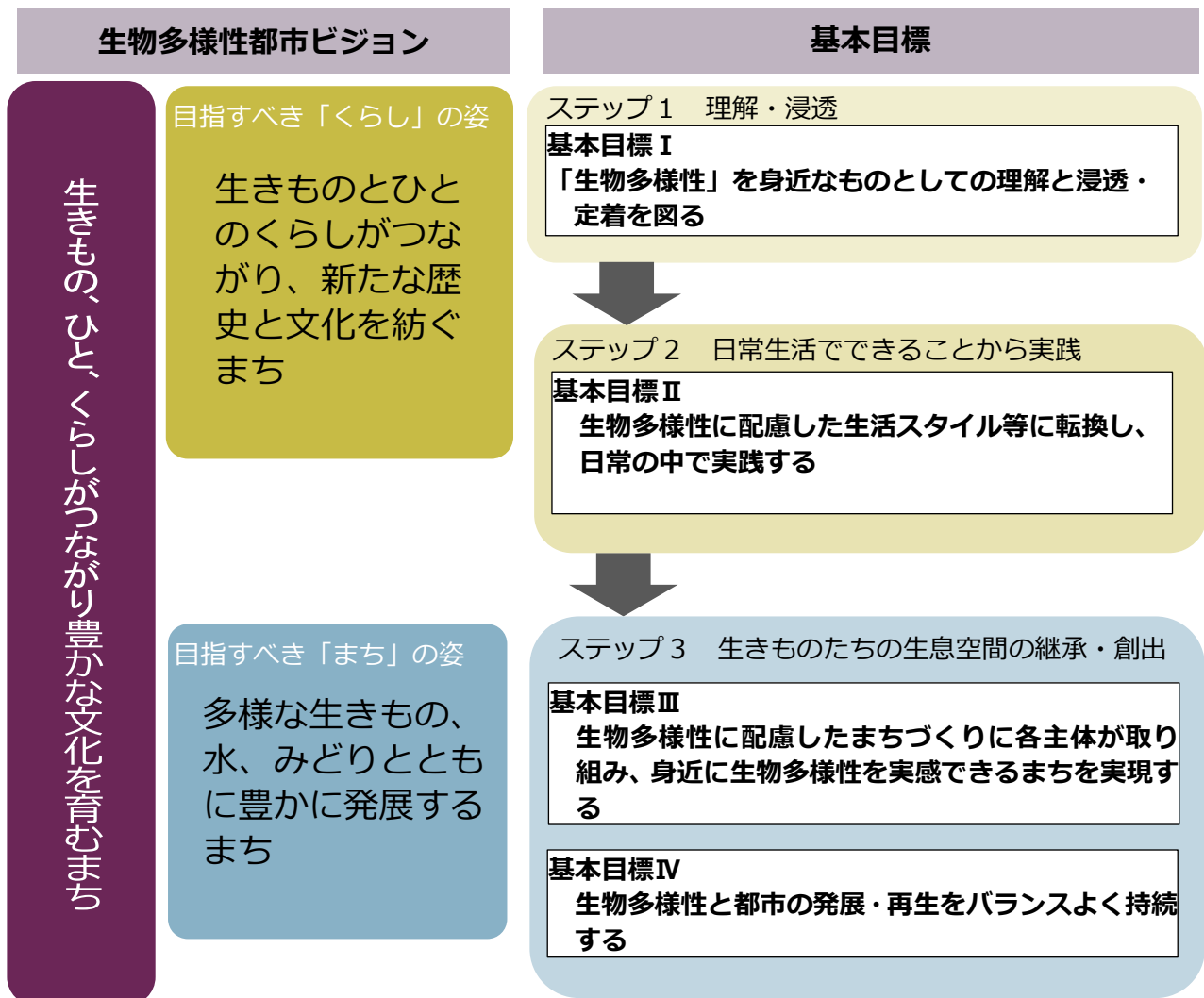
# 文京区生物多様性地域戦略に基づく実績報告

## 1. 文京区生物多様性地域戦略の概要

文京区は、生物多様性基本法に基づく計画及び文京区環境基本計画における自然共生分野の個別計画として、平成 31（2019）年 3 月に文京区生物多様性地域戦略を策定しました。

本戦略は、平成 31（2019）年度から令和 10（2028）年度までの 10 年間の計画対象期間とし、10 年後に到達することを目指す文京区の姿を『生物多様性都市ビジョン』として定め、これを達成するため、以下の 4 つの基本目標とそれに関連する施策を定めて推進しています。

### <文京区生物多様性地域戦略の都市ビジョンと基本目標>



## 2. 国内外の生物多様性に係る動向

国内外の生物多様性に係る動向は下記のようになります。

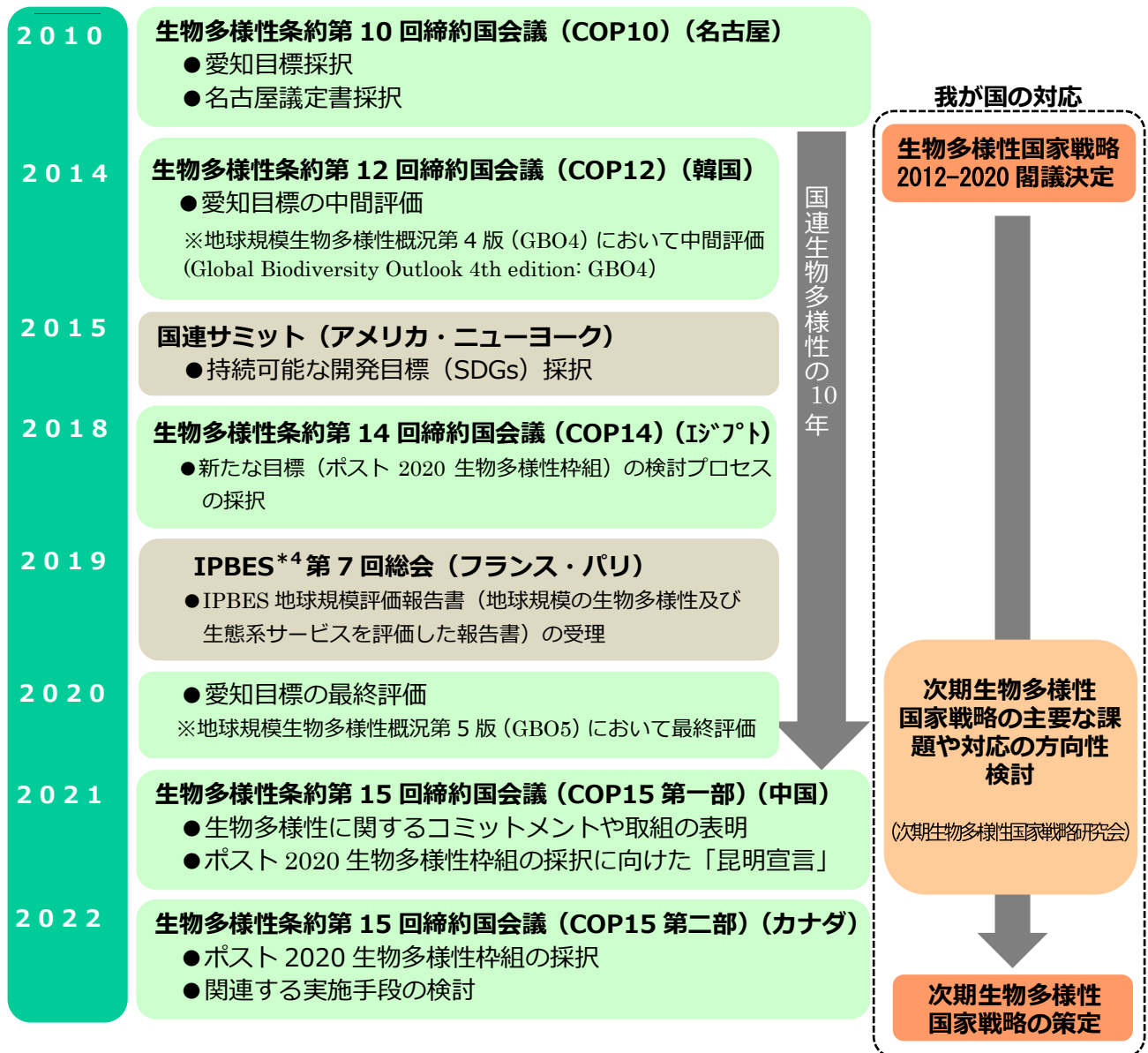
### 国際的な動向

生物多様性に関する国際的な目標である愛知目標<sup>\*1</sup>は2020年を目標年としていたため、次の国際的な目標（ポスト2020生物多様性枠組）は生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP<sup>\*2</sup>15）第二部で採択される予定です。

2020年9月に公表された地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）<sup>\*3</sup>では、愛知目標の最終評価と、2050年ビジョンの達成に向けて必要な行動等がまとめられました。

2021年7月に公表されたポスト2020生物多様性枠組1次ドラフトでは、2050年ビジョン「自然と共生する世界」に向けて、2050年ゴール及び2030年マイルストーンや、2030年ターゲットが示されました。また、2030年各ターゲットには、ヘッドライン指標が設定されました。

### <ポスト2020生物多様性枠組策定に向けた国際的な会議等>



出典：中央環境審議会総会（第27回）資料（環境省）、IPBES第7回総会結果報告会資料（環境省）、環境省ホームページより作成

## ＜ポスト 2020 生物多様性枠組 1次ドラフトの概要＞

<p style="text-align: center;"><b>2050年ビジョン</b> <b>自然と共生する世界</b></p> <p><b>2050年ゴール(A~D)及び2030年マイルストーン</b></p> <p><b>A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持</b></p> <p>i 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも5%増加 ii 絶滅リスクを10%減少 iii 遺伝的多様性を90%維持</p> <p><b>B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化</b></p> <p>i 意志決定において自然及びNCPが十分考慮されること ii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること</p> <p><b>C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分</b></p> <p>i 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加 ii 利益配分での非金銭的利益の増加</p> <p><b>D 2050年ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小</b></p> <p>i 生物多様性に必要な毎年7,000億ドルの資金不足(ギャップ)を縮める ii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする iii 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段を約束する</p>	<p style="text-align: center;"><b>2030年ミッション</b> 地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす</p> <p style="text-align: center;"><b>2030年ターゲット(取るべき行動)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <p><b>a 脅威の縮小</b></p> <p>1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持</p> <p>2. 劣化した生態系の20%を再生・復元</p> <p>3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全</p> <p>4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に</p> <p>6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減</p> <p>7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶</p> <p>8. 年100億トンCO<sub>2</sub>相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <p><b>b 人々の要請に応える</b></p> <p>9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保</p> <p>10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性を向上</p> <p>11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進</p> <p>12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加</p> <p>13. ABSを促進・確保するための措置の実施</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <p><b>c ツールと解決策</b></p> <p>14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合</p> <p>15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>16. 廃棄物を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる</p> <p>17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施</p> <p>18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする</p> <p>19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす</p> <p>20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保</p> <p>21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>実施サポートメカニズム/実現条件/責任と透明性/アウトリーチ、啓発、広報</b></p> <p style="font-size: small;">*NCP: Nature's Contribution to People: 自然がもたらすもの(自然の恩恵)。生態系サービスに代わる概念としてIPBESが提議。</p>	<p><b>a 脅威の縮小</b></p> <p>1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持</p> <p>2. 劣化した生態系の20%を再生・復元</p> <p>3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全</p> <p>4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に</p> <p>6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減</p> <p>7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶</p> <p>8. 年100億トンCO<sub>2</sub>相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p>	<p><b>b 人々の要請に応える</b></p> <p>9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保</p> <p>10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性を向上</p> <p>11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進</p> <p>12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加</p> <p>13. ABSを促進・確保するための措置の実施</p>	<p><b>c ツールと解決策</b></p> <p>14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合</p> <p>15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>16. 廃棄物を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる</p> <p>17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施</p> <p>18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする</p> <p>19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす</p> <p>20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保</p> <p>21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保</p>
<p><b>a 脅威の縮小</b></p> <p>1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持</p> <p>2. 劣化した生態系の20%を再生・復元</p> <p>3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全</p> <p>4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に</p> <p>6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減</p> <p>7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶</p> <p>8. 年100億トンCO<sub>2</sub>相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p>	<p><b>b 人々の要請に応える</b></p> <p>9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保</p> <p>10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性を向上</p> <p>11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進</p> <p>12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加</p> <p>13. ABSを促進・確保するための措置の実施</p>	<p><b>c ツールと解決策</b></p> <p>14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合</p> <p>15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>16. 廃棄物を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる</p> <p>17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施</p> <p>18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする</p> <p>19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす</p> <p>20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保</p> <p>21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保</p>		

出典：「ポスト 2020 生物多様性枠組に係る議論の概要」(環境省第1回ネイチャーポジティブ経済研究会)

## ＜ポスト 2020 生物多様性枠組 1次ドラフトのヘッドライン指標＞

<p><b>2050年ゴール(A~D)とヘッドライン指標</b></p> <p><b>A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持</b></p> <p>A.0.1 測定された自然生態系及び改変された生態系の面積 A.0.2 種の生息地指数 A.0.3 レッドリスト指数 A.0.4 種内で遺伝的に有効な個体数が500を超える個体群の割合</p> <p><b>B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化</b></p> <p>B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定</p> <p><b>C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分</b></p> <p>C.0.1 伝統的知識を含むABS合意の結果としての遺伝資源の利用から受領した金銭的利益 C.0.2 ABS合意から生じた研究・開発製品の数</p> <p><b>D 2050年ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小</b></p> <p>D.0.1 GBF実施のための資金の調達 D.0.2 国の生物多様性に関する計画策定プロセスと実施手段に関する指標</p>	<p style="text-align: center;"><b>2030年ターゲット(取るべき行動)とヘッドライン指標</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <p><b>a 脅威の縮小</b></p> <p>1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持</p> <p>1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合</p> <p>2. 劣化した生態系の20%を再生・復元</p> <p>2.0.1 劣化した又は転換された生態系内、再生が行われている生態系の割合</p> <p>3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全</p> <p>3.0.1 保護地域及びOECMのカバー率</p> <p>4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合 4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数</p> <p>5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に</p> <p>5.0.1 合法かつ持続可能な方法で収穫されている野生生物の割合 5.0.2 生物学的に持続可能な水準に収まっている漁業資源の割合</p> <p>6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減</p> <p>6.0.1 侵略的外来種の拡大速度</p> <p>7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶</p> <p>7.0.1 沿岸の富栄養化の可能性の指数 7.0.2 プラスチックごみの密度 7.0.3 耕作地における農業の使用</p> <p>8. 年100億トンCO<sub>2</sub>相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p> <p>8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する国別温室効果ガスインベントリ</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <p><b>b 人々の要請に応える</b></p> <p>9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保</p> <p>9.0.1 野生種の利用から生じる便益についての国の環境・経済勘定</p> <p>10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性を向上</p> <p>10.0.1 生産性が高く、持続可能な農業の下にある農地の割合 10.0.2 持続可能な森林管理に向けた進展</p> <p>11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進</p> <p>11.0.1 生態系による大気質、水の質及び量の調節、及び災害と異常現象からのすべての人々の保護についての国の環境・経済勘定</p> <p>12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加</p> <p>12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地や親水地の平均占有率</p> <p>13. ABSを促進・確保するための措置の実施</p> <p>13.0.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための法的、行政的または政策的な適用中の枠組みの指標</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 2px;"> <p>15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び影響</p> <p>16. 廃棄物を半減させるべく、責任ある選択と必要な情報の入手を可能にさせる</p> <p>16.0.1 廃棄物指数 16.0.2 人口1人あたりのマテリアルフットプリント</p> <p>17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施</p> <p>17.0.1 人の健康も考慮しつつ、バイオテクノロジーが生物多様性に与える潜在的悪影響を防止、管理、およびコントロールするために講じられている措置の指標</p> <p>18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする</p> <p>18.0.1 生物多様性にとって有害な補助金やその他の奨励措置で、転用、目的の変更、又は撤廃されたものの金額</p> <p>19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす</p> <p>19.0.1 生物多様性のための政府開発援助 19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出</p> <p>20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保</p> <p>20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標</p> <p>21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保</p> <p>21.0.1 IPLCs、女性、若者が生物多様性に関係する意思決定への参加の割合</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>c ツールと解決策</b></p> <p>14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合</p> <p>14.0.1 生物多様性の価値を主流化するために、どの程度、の国別目標が採択されているか 14.0.2 環境経済勘定(SEEA)の実施として定義される、国の勘定及び報告への生物多様性の統合</p>	<p><b>a 脅威の縮小</b></p> <p>1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持</p> <p>1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合</p> <p>2. 劣化した生態系の20%を再生・復元</p> <p>2.0.1 劣化した又は転換された生態系内、再生が行われている生態系の割合</p> <p>3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全</p> <p>3.0.1 保護地域及びOECMのカバー率</p> <p>4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合 4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数</p> <p>5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に</p> <p>5.0.1 合法かつ持続可能な方法で収穫されている野生生物の割合 5.0.2 生物学的に持続可能な水準に収まっている漁業資源の割合</p> <p>6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減</p> <p>6.0.1 侵略的外来種の拡大速度</p> <p>7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶</p> <p>7.0.1 沿岸の富栄養化の可能性の指数 7.0.2 プラスチックごみの密度 7.0.3 耕作地における農業の使用</p> <p>8. 年100億トンCO<sub>2</sub>相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p> <p>8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する国別温室効果ガスインベントリ</p>	<p><b>b 人々の要請に応える</b></p> <p>9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保</p> <p>9.0.1 野生種の利用から生じる便益についての国の環境・経済勘定</p> <p>10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性を向上</p> <p>10.0.1 生産性が高く、持続可能な農業の下にある農地の割合 10.0.2 持続可能な森林管理に向けた進展</p> <p>11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進</p> <p>11.0.1 生態系による大気質、水の質及び量の調節、及び災害と異常現象からのすべての人々の保護についての国の環境・経済勘定</p> <p>12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加</p> <p>12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地や親水地の平均占有率</p> <p>13. ABSを促進・確保するための措置の実施</p> <p>13.0.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための法的、行政的または政策的な適用中の枠組みの指標</p>	<p>15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び影響</p> <p>16. 廃棄物を半減させるべく、責任ある選択と必要な情報の入手を可能にさせる</p> <p>16.0.1 廃棄物指数 16.0.2 人口1人あたりのマテリアルフットプリント</p> <p>17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施</p> <p>17.0.1 人の健康も考慮しつつ、バイオテクノロジーが生物多様性に与える潜在的悪影響を防止、管理、およびコントロールするために講じられている措置の指標</p> <p>18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする</p> <p>18.0.1 生物多様性にとって有害な補助金やその他の奨励措置で、転用、目的の変更、又は撤廃されたものの金額</p> <p>19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす</p> <p>19.0.1 生物多様性のための政府開発援助 19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出</p> <p>20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保</p> <p>20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標</p> <p>21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保</p> <p>21.0.1 IPLCs、女性、若者が生物多様性に関係する意思決定への参加の割合</p>
<p><b>a 脅威の縮小</b></p> <p>1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持</p> <p>1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合</p> <p>2. 劣化した生態系の20%を再生・復元</p> <p>2.0.1 劣化した又は転換された生態系内、再生が行われている生態系の割合</p> <p>3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全</p> <p>3.0.1 保護地域及びOECMのカバー率</p> <p>4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合 4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数</p> <p>5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に</p> <p>5.0.1 合法かつ持続可能な方法で収穫されている野生生物の割合 5.0.2 生物学的に持続可能な水準に収まっている漁業資源の割合</p> <p>6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減</p> <p>6.0.1 侵略的外来種の拡大速度</p> <p>7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶</p> <p>7.0.1 沿岸の富栄養化の可能性の指数 7.0.2 プラスチックごみの密度 7.0.3 耕作地における農業の使用</p> <p>8. 年100億トンCO<sub>2</sub>相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p> <p>8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する国別温室効果ガスインベントリ</p>	<p><b>b 人々の要請に応える</b></p> <p>9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保</p> <p>9.0.1 野生種の利用から生じる便益についての国の環境・経済勘定</p> <p>10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性を向上</p> <p>10.0.1 生産性が高く、持続可能な農業の下にある農地の割合 10.0.2 持続可能な森林管理に向けた進展</p> <p>11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進</p> <p>11.0.1 生態系による大気質、水の質及び量の調節、及び災害と異常現象からのすべての人々の保護についての国の環境・経済勘定</p> <p>12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加</p> <p>12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地や親水地の平均占有率</p> <p>13. ABSを促進・確保するための措置の実施</p> <p>13.0.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための法的、行政的または政策的な適用中の枠組みの指標</p>	<p>15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び影響</p> <p>16. 廃棄物を半減させるべく、責任ある選択と必要な情報の入手を可能にさせる</p> <p>16.0.1 廃棄物指数 16.0.2 人口1人あたりのマテリアルフットプリント</p> <p>17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施</p> <p>17.0.1 人の健康も考慮しつつ、バイオテクノロジーが生物多様性に与える潜在的悪影響を防止、管理、およびコントロールするために講じられている措置の指標</p> <p>18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする</p> <p>18.0.1 生物多様性にとって有害な補助金やその他の奨励措置で、転用、目的の変更、又は撤廃されたものの金額</p> <p>19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす</p> <p>19.0.1 生物多様性のための政府開発援助 19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出</p> <p>20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保</p> <p>20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標</p> <p>21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保</p> <p>21.0.1 IPLCs、女性、若者が生物多様性に関係する意思決定への参加の割合</p>		

出典：「ポスト 2020 生物多様性枠組に係る議論の概要」(環境省第1回ネイチャーポジティブ経済研究会)

## 国の取組の動向

国は、平成 24（2012）年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、愛知目標の達成に向けた取組を進めてきました。当該戦略が終了するため、令和 2（2020）年からは「次期生物多様性国家戦略研究会」を開催し、次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、2050 年での「自然との共生の実現」に向けた今後 10 年間の主要な課題や対応の方向性について検討を行っています。

令和 2～3（2020～2021）年度に開催された「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」では、JBO 及び JBO2 や近年の国際的な議論を踏まえ、日本の生物多様性・生態系サービスの現状と、特に、生物多様性の損失を止めて回復に向かわせるための「社会変革」のあり方に関して科学的知見を提供することを目的に、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JBO3 : Japan Biodiversity Outlook 3）」が取りまとめられました。

また、令和 2～3（2020～2021）年度にかけて「次期生物多様性国家戦略研究会」が全 9 回開催され、令和 3（2021）年 7 月には、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた課題の洗い出し及び方向性を示す研究会からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。

それを踏まえて、令和 3（2021）年 8 月に中央環境審議会自然環境部会に生物多様性国家戦略小委員会が設置され、生物多様性国家戦略の変更案の検討が行われています。令和 4（2022）年 3 月に次期生物多様性国家戦略素案が示され、令和 4（2022）年内の策定が予定されています。

そのほか、ポスト 2020 生物多様性枠組 1 次ドラフトで掲げるターゲットの 3 つ目である「陸域/海域の重要地域を中心に 30%保全（30by30 目標）<sup>\*5</sup>」を達成するために必要な取組をまとめた「30by30 ロードマップ」が、環境省の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により令和 4（2022）年 3 月に策定されました。

### <次期生物多様性国家戦略研究会報告書の概要>

報告書では、以下について次の 10 年間に取り組むべきとされた。

- ①生物多様性と生態系の健全性の回復（例；OECM<sup>\*6</sup>）
- ②自然を活用した解決策（NbS<sup>\*7</sup>）の積極的活用（例；Eco-DRR<sup>\*8</sup>）
- ③ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映（例；ESG 金融、認証品）

また、次期戦略は構造・目標・指標を大幅に見直して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す必要があると指摘された。

出典：国家戦略の改定について（中央環境審議会 自然環境部会（第 44 回）（環境省））より作成

## <次期生物多様性国家戦略素案の概要>

### 本戦略の背景

- ・ **世界的潮流** 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての**自然資本**
- ・ **位置づけ・役割** 生物多様性損失と気候危機：**2つの危機の同時解決**、コロナ危機との関係性、日本の課題

### 第1部：戦略

#### 第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

##### 第1節 世界の現状と動向

- ・ **損失の直接要因**（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある**間接要因**（社会経済活動）、**他分野との統合的解決**、**自然資本管理のビジネス化**等、**世界的なトレンドと課題**

##### 第2節 我が国の現状と動向

- ・ 我が国の**生物多様性の現状と将来予測**、**4つの危機**（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・ **社会経済に内在する危機**としての「**社会の価値観と行動**」：生物多様性が主流化されていない状況

##### 第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・ ①**世界目標**、②**世界と日本のつながりの中での課題**、③**国内での課題**
- ・ **国家戦略で取り組むべき5つの具体的課題**、その対処において**重要な考え方**の解説

SDGsとの関係性、自然資本、NbS等

#### 第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

##### 第1節 自然共生社会の理念

- ・ 「**自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる**」

##### 第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・ **2050年ビジョン**『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」**自然と共生する社会**』
- ・ **2050年ビジョンの下での社会像**

#### 第3章 2030年に向けた目標

##### 第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ **ネイチャーポジティブの実現**：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる
- ・ 「ネイチャーポジティブ」「ネイチャーポジティブ活動」「ネイチャーポジティブ経済」の解説

##### 第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

- ・ **5つの基本戦略**
  - ①生態系の健全性の回復：30by30目標の達成、利用・管理における影響軽減、野生生物保護管理
  - ②自然を活用した社会課題の解決：NbSによる気候変動・資源循環等とのシナジー、鳥獣管理
  - ③事業活動への生物多様性・自然資本の統合（ネイチャーポジティブ経済）：情報開示・ファイナンス
  - ④生活・消費活動における生物多様性との再統合（一人ひとりの行動変容）：理解・価値観、消費活動
  - ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進：情報整備、担い手確保・支援、国際協力
- ・ **基本戦略ごとに設定する2030年における目標**：  
**あるべき姿**（状態目標）、**なすべき行動**（行動目標）、目標ごとの**指標**

#### 第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

##### 第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・ **7つの考え方**（①科学的認識・予防的かつ順応的なアプローチ、②地域に即した取組、③流域単位、④ランドスケープアプローチ、⑤わかりやすさの徹底、⑥社会課題解決への積極的活用、⑦連携・協働）

##### 第2節 進捗状況の評価及び点検

##### 第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

##### 第4節 各主体の役割

### 第2部：行動計画

#### 第1章～第5章 基本戦略の関連施策

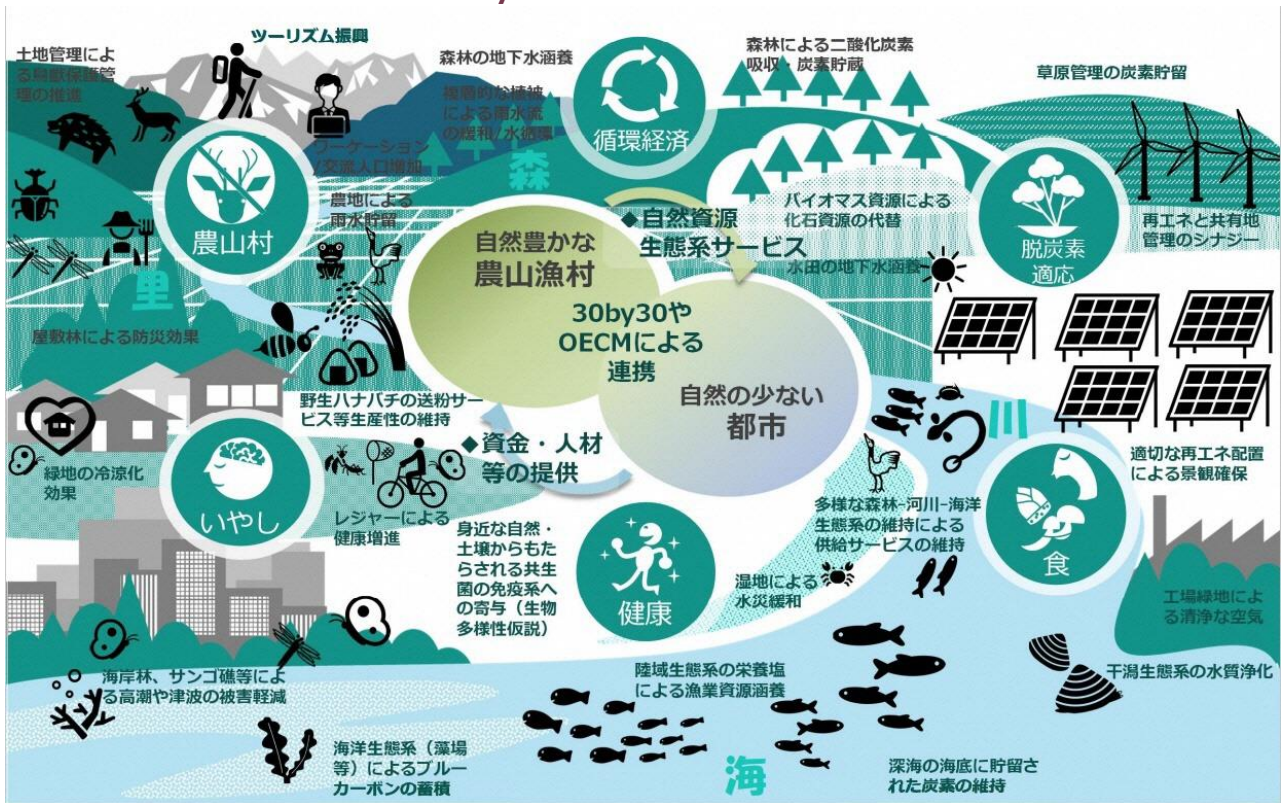
- ・ **5つの基本戦略の下での行動目標ごと**に関係省庁の**関連する施策**を網羅的に記載
- ・ 行動目標ごとに現状と課題を整理し、**施策の方向性**にそって**具体的取組**を記載

### 第3部/付属書：本戦略の背景にある基礎的情報

- ・ 生物多様性や生態系サービス、関連制度の解説・100年計画・グランドデザイン・**30by30ロードマップ**等

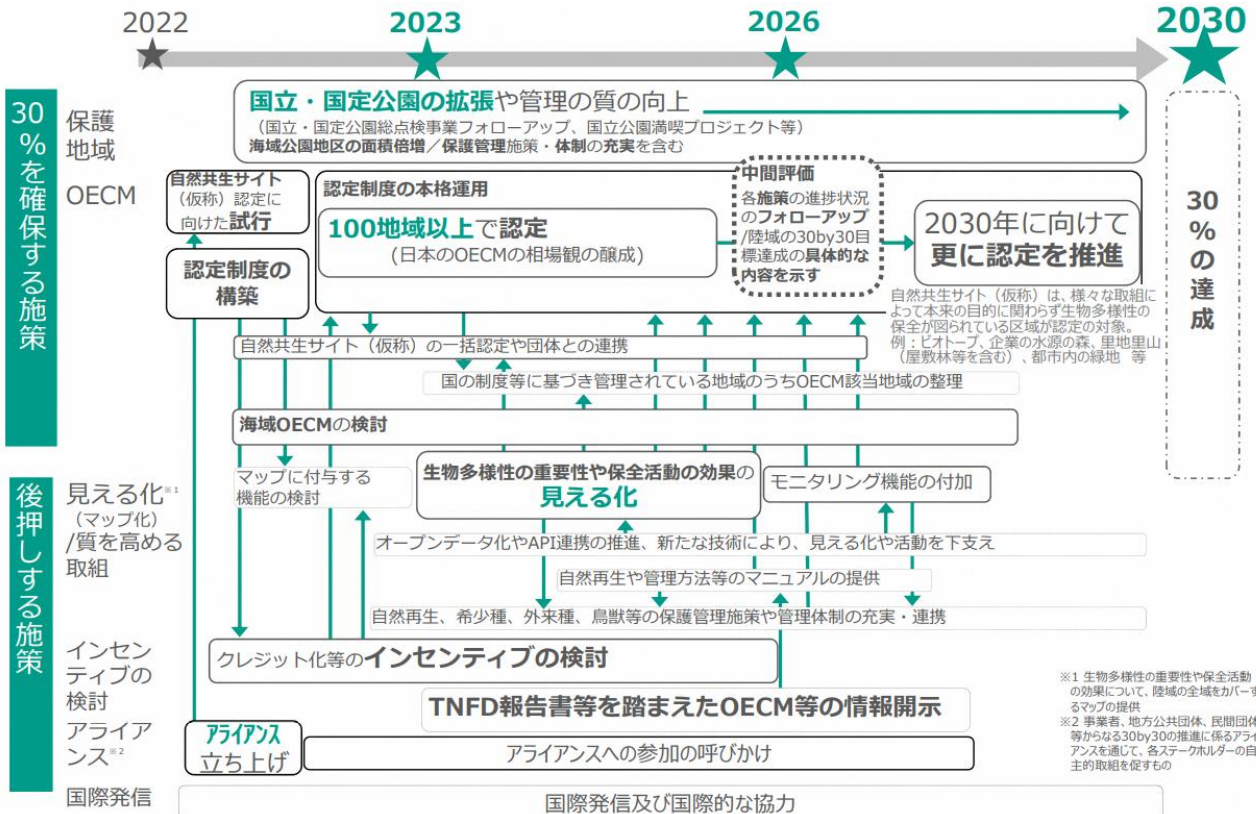
出典：次期生物多様性国家戦略素案（中央環境審議会自然環境部会 生物多様性国家戦略小委員会（第4回）（環境省））

### <30by30 実現後の地域イメージ>



出典：30by30 ロードマップ（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議（環境省））

### <30by30 主要施策と横断的取組の相関>



※1 生物多様性の重要性や保全活動の効果について、陸域の全域をカバーするマップの提供  
 ※2 事業者、地方公共団体、民間団体等からなる30by30の推進に係るアライアンスを通じて、各ステークホルダーの自主的取組を促すもの

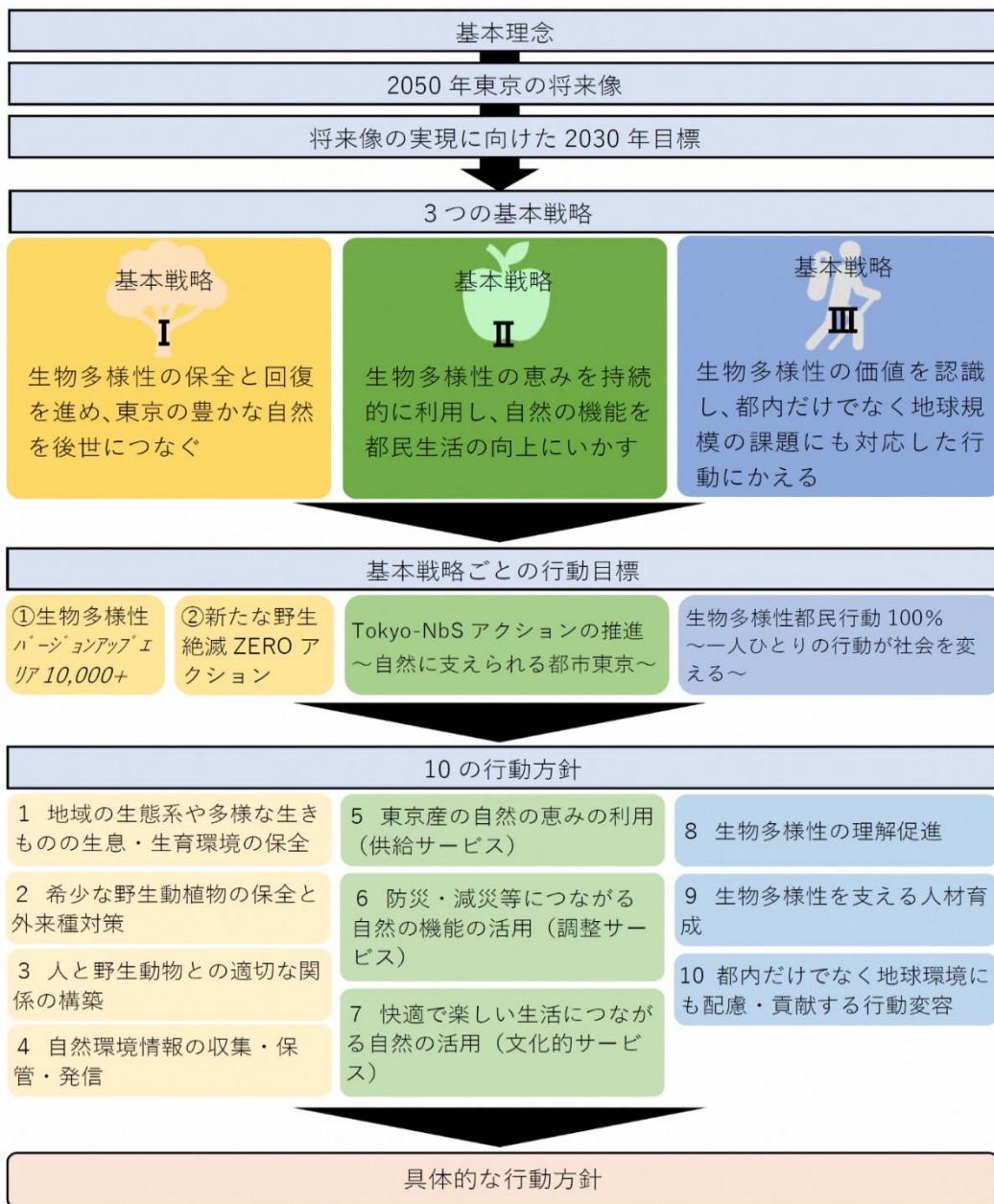
出典：30by30 ロードマップ（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議（環境省））

## 東京都の取組の動向

東京都では、平成 24（2012）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。令和 2（2020）年に計画期間が終了するため、生物多様性地域戦略の改定に向けた検討を行っています。東京都生物多様性地域戦略は、令和 4（2022）年 11～12 月頃に答申案を経て、令和 4（2022）年度末に改定される予定です。

令和 4（2022）年 6 月に示された生物多様性地域戦略改定に係る「中間のまとめ素案」では、『自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す』を基本理念に掲げ、この基本理念を踏まえ、生態系サービスごとの 2050 年東京の将来像が示されました。また、各地形における具体的な取組や自然との関連性を整理した「地形区分ごとの将来像」や、2050 年東京の将来像の実現に相応しい「2030 年目標」及び「基本戦略ごとの行動目標」が示されました。

### <生物多様性地域戦略における取組体系>



出典：東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）

＜生物多様性地域戦略改定における 2050 年将来像＞

豊かな自然があふれ  
生きものと共生する都市

基盤サービス

都心では生態系に配慮した緑地があふれ、郊外では自然が維持・回復することで、生きものが戻るとともに、自然と共生する生活空間や職場環境が実現し、自然を基軸とする環境先進都市となっています。



都内外の自然資源を  
持続的に利用する都市

供給サービス

東京産の生産物が地産地消による東京ブランドとして持続的に消費され、東京の自然が持続的に利用されるとともに、都外からの食料や商品・材料の購入にあたっては、持続可能で環境負荷の低い経済活動が成立しています。



癒しや潤いをもたらす貴重な屋外空間などの資源として、身近な緑を含む東京の自然が持続的に利用されるとともに、自然に根差した歴史・文化が継承され、生活を豊かにするものとして、東京の自然の価値が見直されています。



緑地によるヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透・雨水貯留などによる洪水被害の軽減など、自然が有する機能が十分に発揮されたレジリエントな都市づくりが進んでいます。



文化的サービス

自然の恵みにより  
生活を豊かにする都市

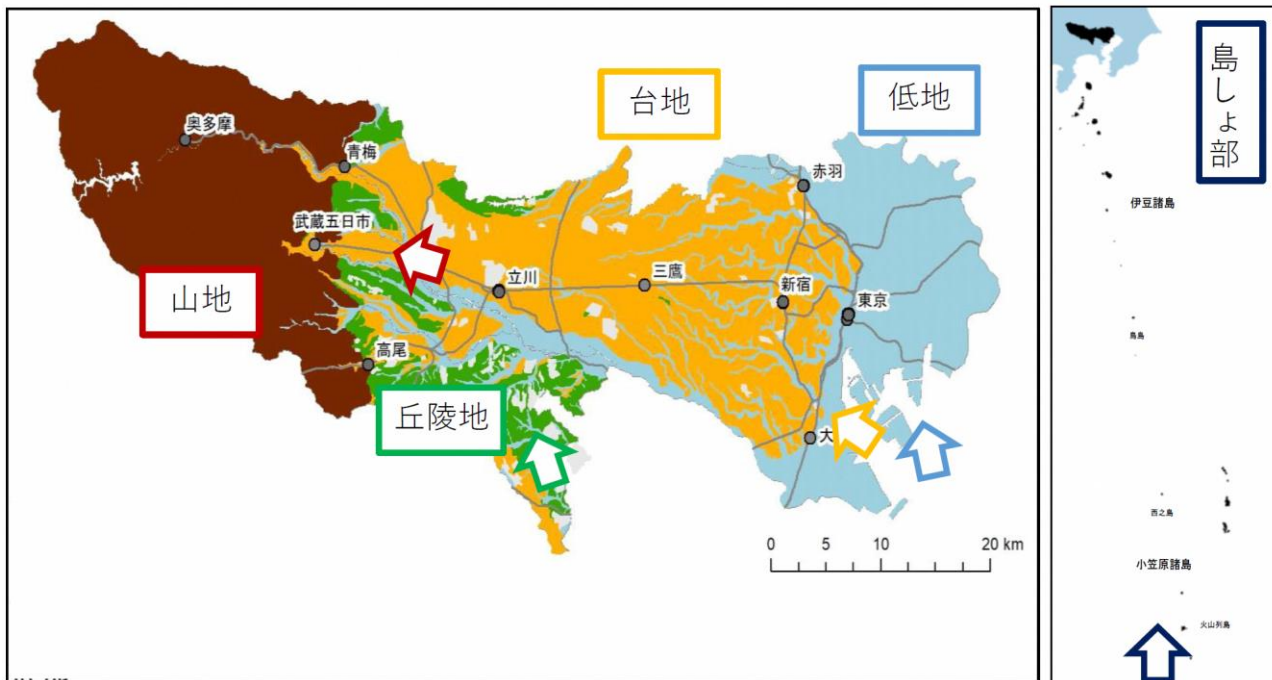
調整サービス

自然の機能が発揮された  
レジリエントな都市

出典：東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）

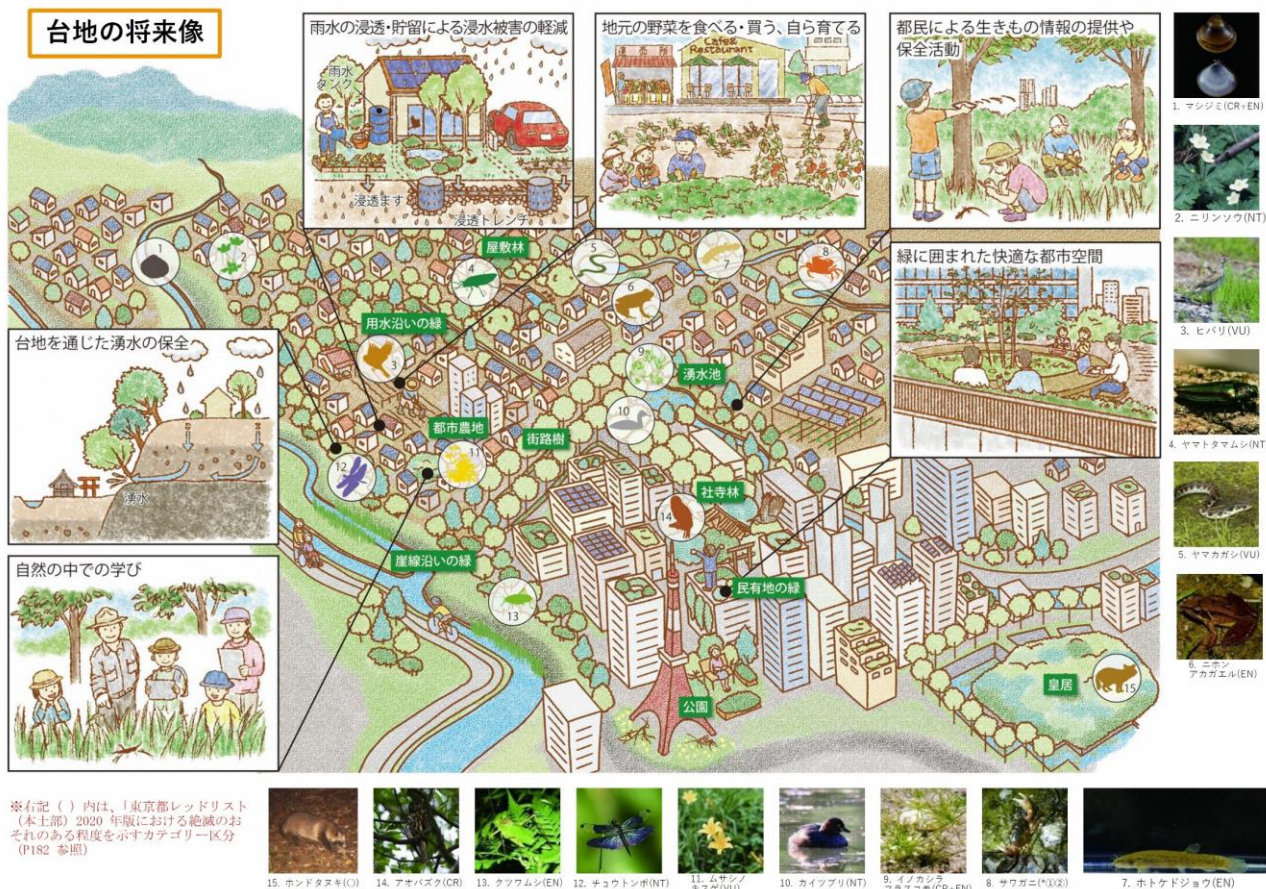


＜生物多様性地域戦略改定における地形区分ごとの将来像＞



出典：東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）

＜生物多様性地域戦略改定における台地の将来像＞



出典：東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）

## 〈生物多様性地域戦略改定における台地の主な課題と将来像〉

### 台地の主な課題と将来像

#### 緑地のエコロジカル・ネットワークの保全と回復

##### 【主な課題】

都心には都立公園などの比較的大規模な緑地が残っているものの、宅地などへの開発が進み、崖線などに残された緑地の更なる分断化が進んでいます。樹林などの管理不足や草地の減少により、明るい林や草地にすむ生きものが減少しています。

##### 【将来像】

崖線・保全地域・公園、河川・用水・湧水、街路樹を軸とするエコロジカル・ネットワークの保全と回復に加え、環境認証を取得する企業による新たな緑地の創出が進み、身近な生きものが戻ってきています。



エコロジカル・ネットワークの軸となる崖線の緑の繋がり（国分寺崖線）



生きものに配慮することでコゲラが飛来した、都市部に広がる民間緑地（こげらの庭）

#### 地域固有の生態系の回復

##### 【主な課題】

アライグマなどの外来種により、カエル類などの在来の生きものの捕食被害や、農作物被害などが生じています。また、公園の池などでは、オオクチバスやブルーギル、アメリカザリガニ、アカミミガメといった国外由来の侵略的外来種による影響のみならず、別の地域から持ち込まれた国内由来の外来種によって、在来の水生生物に対する捕食や競合、遺伝的攪乱などの問題が生じてきています。

##### 【将来像】

侵略的な外来種の防除が進み、希少な生きものが守られています。また、公園などではかいぼりやその後のモニタリングなどへの市民参画が活発化し、身近な自然の守り手が増える中、地域固有の生態系が回復しています。



井の頭池における市民協働でのかいぼり



地域固有の生態系が回復した井の頭池

#### 東京の台地の持つ雨水浸透機能の活用

##### 【主な課題】

都市化の進展により樹林や農地の減少が進み、地面が建物やアスファルトに覆われることで、雨水が河川や公共下水道へ直接流れ込んでいます。雨水の地中への浸透が妨げられることにより、湧水が減少しています。

##### 【将来像】

東京の台地の水はけの良さを活用し、雨水を浸透させることにより、河川や公共下水道への負荷を低減し、浸水被害の軽減に寄与しています。また、十分に雨水がかん養され、湧水が復活しつつあります。特に武蔵野三大湧水池は拠点として保全されています。



周囲に降った雨水を集めて地下に浸透させるレインガーデン（世田谷区立上用賀公園）



市街地に残された貴重な湧水群（真姿の池湧水群）

#### 屋敷林・雑木林・農地・用水等のみどりを一体として保全

##### 【主な課題】

都市化の影響などにより、屋敷林・雑木林・農地・用水など台地に残るみどりは年々減少が進み、市街地における生きものの生息・生育環境としての役割や、雨水浸透機能が失われつつあります。

##### 【将来像】

多様な主体の取組みにより、屋敷林・雑木林・農地・用水などのみどりが一体となって保全され、生きものの生息・生育環境だけでなく、雨水浸透などの機能が維持されています。農地では、農業の担い手が育成されるとともに、多様な農業体験の機会が拡大しているほか、地元農産物が地域ブランドとして広まってきています。



生物多様性の拠点となる屋敷林（下保谷四丁目特別緑地保全地区）



農家の指導で自ら野菜が作れる農業体験農園

出典：東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）

## ＜生物多様性地域戦略改定における低地の将来像＞

**低地の将来像**

身近な水辺で過ごすひととき

都市農地

大規模公園

多摩産材を使う・都内で資源が循環する

都心における農体験の拡大と生きものを呼び込む生物多様性ガーデン

都心のオフィスに創出されるグリーンインフラ・在来種の森

緑豊かな高層住宅

街路樹

運河や河川の水と緑

干潟生態系の保全と活用

干潟や浅場

海上公園

渡り鳥中継地の保全

ヨシ原や干潟

1. サクラソウ (EX)

2. カヤネズミ (DD)

3. オオモリアシトシゴ (CR)

4. オニバス (CR)

5. オオヨシキリ (CR)

6. ニホンカナヘビ (CR+EN)

7. ヒメアマツバメ (VU)

8. コアジサシ (EN)

9. ハヤブサ (EN)

10. ニホンワナギ (EN)

11. アンハラカニ (VU)

12. トビハゼ (CR)

13. フラギル (EN)

※右記（ ）内は、「東京都レッドリスト（本土部）2020年版における絶滅のおそれのある程度を示すカテゴリー区分（P182参照）  
 ※低地の生きものについては区部のカテゴリー区分を採用

出典：東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）

## ＜生物多様性地域戦略改定における低地の主な課題と将来像＞

### 低地の主な課題と将来像

#### 都市に残された緑地のエコロジカル・ネットワークの保全と回復

##### 【主な課題】

湿地帯にはカヤネズミなど希少種の生息・生育地があったが、現在は希少種が生息・生育する緑地はわずかに残るのみとなっています。また、都心には比較的大規模な緑地が残っているものの、それぞれが孤立しています。

##### 【将来像】

都立公園や海上公園などの緑地や河川を軸とするエコロジカル・ネットワークの保全と回復が進んでいます。都心部のオフィスビル等には、生態系に配慮した緑化や緑地に生きものを呼び込む取組みが拡大しています。また、水域と陸域をつなぐ生態系が確保されることなどにより、創出された多様な緑地・河川・運河が互いに補完され、豊かな生態系が創出されています。



都心部における生態系に配慮した企業緑地（江東区）



川沿いに設置された水路で、クロベンケイガニや小魚など多様な生きものが生息（隅田川）

#### 海岸の干潟や浅場の保全と再生

##### 【主な課題】

かつては広大な干潟や浅場が広がり、江戸前の豊かな漁場でしたが、埋立てが進み、干潟や浅場はごくわずかしか残っていません。

##### 【将来像】

ラムサール条約湿地として登録された葛西海浜公園をはじめ、東京港野鳥公園、多摩川河口など、東京に残された干潟や浅場が生きもののホットスポットとして、また国際的な渡り鳥の中継地や越冬の場として、保全と再生が進んでいます。



公園に飛来する水鳥（葛西海浜公園）



海岸の干潟や浅場で見られるコアジサシ

#### 都市農地の保全と農業体験機会の拡大

##### 【主な課題】

市街地の農地は年々減少が進み、生きものの生息・生育環境としての役割が失われつつあります。また、かつては多くの水田があった多摩川周辺では、わずかに残った水田も断片化し、それらの環境に生息する水生昆虫などが著しく減少しています。

##### 【将来像】

地元食材の地産地消や環境学習・市民農園としての活用などにより、水田を含む農地が保全され、生きものの生息・生育環境の機能が維持されるとともに、農業体験ができる取組みが広がっています。



多様な生きものすみかやグリーンインフラとしての機能も併せ持つ水田（多摩川低地）



「田んぼの学校」 田植え体験（江東区）

#### 外来種の防除

##### 【主な課題】

河川では、コクチバスなどの特定外来生物や国内外来種等の影響を受け、在来魚の生息が脅かされています。東京港などでは、ヒアリなどが輸入資材とともに侵入し、在来の生態系への影響だけでなく、人体に危険を及ぼす可能性があります。

##### 【将来像】

侵略的な外来種の防除が進むとともに、国内外来種等による影響についても普及啓発が進み放流等の防止が図られることで、在来魚の生息環境が改善されています。東京港などでは、東京に定着していない危険な外来生物の徹底した侵入防止が図られています。



かいぼりによる生態系の回復（水元公園）



コンテナヤードでの定期的なヒアリの侵入調査

出典：東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）

## <生物多様性地域戦略改定における 2030 年目標>

### 東京における2030年の目標（案）

「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブの実現）」



出典：第 10 回生物多様性地域戦略改定検討会「生物多様性地域戦略 2030 年目標について」

## <生物多様性地域戦略改定における 2030 年目標の実現に向けた 3 つの基本戦略>

### 基本戦略

#### I

生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

東京の自然の基礎的な情報をもとに、現在残っている良好な生物多様性の保全を進めるとともに、既に劣化してしまった生物多様性の回復を図ることで、東京の豊かな自然を後世につないでいきます。

### 基本戦略

#### II

生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

都内外の生物多様性の恵みを持続的に利用し、癒しや潤い、地域コミュニティの活性化、防災や減災、気候の調整など、都民生活の向上にいかしていきます。

### 基本戦略

#### III

生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることにより、都内の課題だけでなく、日本全体さらには地球規模の課題にも対応した行動にかえていきます。

出典：東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）

## ＜生物多様性地域戦略改定における基本戦略ごとの行動目標＞

### 基本戦略Ⅰの行動目標

#### 生物多様性バージョンアップエリア 10,000+

「自然地の保全管理」「みどりの新たな確保」「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、行政として10,000haを目指す。さらに、**民間の取組を「+（プラス）」**で表現し、様々な主体と共に取り組んでいく。



陽の届かない人工林



豊かな森林へバージョンアップ

#### 新たな野生絶滅ZEROアクション

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるようにするための取組を様々な主体と共に実施することを目指す

### 基本戦略Ⅱの行動目標

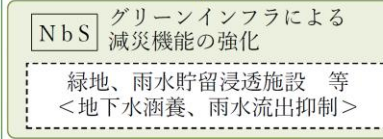
#### Tokyo-NbSアクションの推進 ～自然に支えられる都市東京～

自然を活用した解決策（NbS）となる取組を、行政・事業者・民間団体など各主体がともに推進する。2030年までを「NbS定着期間」と捉え、各主体がNbSとなる取組を実施することを目指す。

#### ■ NbS（Nature-based Solutions）

自然の機能を活用した社会課題の同時解決

例）自然災害リスク



自然災害リスクの低減に貢献

### 基本戦略Ⅲの行動目標

#### 生物多様性都民行動100% ～一人ひとりの行動が社会を変える～

保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標とする。また、都民だけでなく、事業者・民間団体等、あらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進していく。

#### ■ 都政モニター調査（2020）

「自然環境や生きもののために日頃から心がけていること」

特に何もしていない…10.7% ←ゼロに



自然を守る活動に参加



環境に配慮した商品の選択

### 10の行動方針

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全

希少な野生動植物の保全と外来種対策

人と野生動物との適切な関係の構築

自然環境情報の収集・保管・発信

東京産の自然の恵みの利用（供給サービス）

防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス）

快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）

生物多様性の理解促進

生物多様性を支える人材育成

都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容

出典：東京都生物多様性地域戦略（中間のまとめ）（概要版）

### 3. 文京区生物多様性地域戦略の施策の実施状況

本戦略に基づいて令和3（2021）年度に本区が実施した主な施策について、基本目標ごとに取り組内容をまとめました。

#### 基本目標Ⅰ 「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る

基本目標Ⅰでは、区民や事業者による生物多様性に対する理解を促し、浸透・定着を図るため、以下の3つの方向性から取り組むこととしています。

##### ステップ1 理解・浸透



##### 施策の方向性

- |                           |
|---------------------------|
| ① 「生物多様性」の概念を理解・浸透させる     |
| ② 区内の生物多様性の現状を把握・周知する     |
| ③ 区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出する |

#### < 令和3（2021）年度の主な取組内容 >

##### ① 【生物多様性の概念の理解・浸透】

- 生物多様性の概念や暮らしに身近な生物多様性の恵みをまとめたものをHP公開し、啓発を図りました。（施策1-1）（環境政策課）
- 子ども概要版を区立小学校に配付する等、次世代に対する生物多様性の理解・浸透を図りました。（施策1-1）（環境政策課）
- 区HPのアライグマ・ハクビシンのページに、環境省の外来種に関するページをリンクして、外来種への対策を情報発信しました。また、外来種の飼養や輸入についての取扱いについて周知しました。（施策1-2）（環境政策課）

##### ② 【区内の生物多様性の現状把握・周知】

- 区HPにて主に区内親子を対象に「冬の野鳥しらべ」として観察した冬鳥を報告してもらい、区HPに報告結果を「冬の野鳥地図」として掲載しました。NPO確認種含め34種を確認することが出来ました。（施策2-2）（環境政策課）
- 「文の京生きもの写真館」への区内動植物の写真投稿について、区有施設等に募集チラシを配付しました。確認された生きものの種数は、116種となりました。（施策2-3）（環境政策課）
- 「文の京生きもの写真館」に投稿された写真等を活用し、令和4年3月「文の京生きもの図鑑～区内の身近な生きもの集めました～」を作成しました。（施策2-4）（環境政策課）
- 文の京生きもの図鑑に、区民等の身近な生きものへの関心を高めるために生きもの観察ポイントや観察スポットを掲載しました。（施策2-4）（環境政策課）
- 「文の京生きもの写真館」に投稿された写真等を活用し、季節の生きものアルバム（春夏・秋冬）として動植物の確認情報を掲載しました。アルバムには、写真・種名の他、動植物の解説文を掲載し、区内の身近な生きものの生息状況について情報発信しました。（施策2-5）（環境政策課）
- 「文の京生きもの写真館」に投稿された写真を活用した区の生きものリーフレットを区有施設等に配付しました。（施策2-5）（環境政策課）

##### ③ 【区内等の自然・生きものに触れ合う機会の創出】

- 区HPに、主に区内親子を対象に「冬の野鳥しらべ」として観察した冬鳥を報告してもらい、区HPに報告結果を「冬の野鳥地図」として掲載しました。NPO確認種含め34種を確認することが出来ました。（再掲）（施策3-1）（環境政策課）
- 親子環境教室において「日本の森林」や「生きもののふしぎを知ろう」をテーマに、森林や木材の利用や生物多様性について周知しました。（7/中旬、8/21（土）実施、参加者各30人）（施策3-1）（環境政策課）
- 環境ライフ講座において「生物多様性と私たちの暮らしを考える」をテーマに、自然観察やネイチャーゲーム（様々な感覚を使って自然を直接体験し、自然への共感を育む活動）について周知

しました。(施策3-1) (環境政策課)

○12月に江戸川公園～肥後細川庭園(参加者14名)、2月に日比谷公園(参加者12名)、3月に本郷給水所公苑～礪川公園(参加者13名)で自然観察会を各回午前・午後2回に分けて開催しました。(施策3-1) (みどり公園課)

○環境学習会において、自然に関するプログラムを以下の内容で実施しました。(施策3-1) (教育センター)

【科学教室】以下のテーマで1回実施しました。

(1) 葉脈標本をつくろう (7/10(土)実施、参加者 30人)

【やってみましょう楽しい実験】以下のテーマで2回実施しました。

(1) ミジンコの不思議を発見しよう(4/17(土)実施、参加者 55人)

(2) 海ホタルの不思議(8/28(土)実施、参加者 47人)

【子ども科学カレッジ】以下のテーマで6回実施しました。

(1) サングと光合成(8/20(金)実施、参加者 13人)

(2) みんなも“花咲か爺さん”になれる(品種改良)(10/23(土)実施、参加者 14人)

(3) 動物のオスとメス、いつから違いが表れる?(11/21(日)実施、参加者 12人)

(4) 昆虫の暮らしから学ぶ自然界の掟(12/4(土)実施、参加者 13人)

(5) 水をきれいにする微生物のはたらき(12/18(土)実施、参加者 13人)

(6) 楽しい植物科学(12/25(土)実施、参加者 12人)

○四季の郷薬師温泉やまびこ荘、魚沼市観光協会が主催となり、山村・自然体験事業を年8回実施し、スノートレッキングや川遊び体験、スキー体験等を行いました。(施策3-2) (区民課)

## ＜文の京生きもの図鑑の刊行＞

### 身近な生きものへの関心を高める『文の京生きもの図鑑』

平成31(2019)年3月に策定した文京区生物多様性地域戦略に掲げた基本目標I「『生物多様性』を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る」を実現するための施策として、令和3(2021)年度に区内の生きもの図鑑を作成しました。

図鑑作成に当たっては、区HPに開館していた「文の京生きもの写真館」に区民等から投稿された区内の動植物写真を活用しました。

『文の京生きもの図鑑』の概要

- 区内で観察された動植物の紹介
- 生きものの観察のポイントや観察スポットをマップ等に整理
- 生物多様性の重要性、日常生活との関わりなどをコラム形式で解説



### 文の京生きもの図鑑

～区内の身近な生きもの集めました～



図鑑表紙



図鑑内容(抜粋)





## 基本目標Ⅱ 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する

基本目標Ⅱでは、区民や事業者が生活スタイルや事業活動を転換し、日常の中で実践することができるように、以下の3つの方向性から取り組むこととしています。

### ステップ2

日常生活でできることから実践



出典) 認証マーク等は「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)より引用  
※認証マーク等は一例です。使用方法は各認証団体等のHPをご参照ください。

### 施策の方向性

- |                             |
|-----------------------------|
| ④ 生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進する |
| ⑤ 生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進する   |
| ⑥ 各主体との連携・協働を推進する           |

### <令和3(2021)年度の主な取組内容>

#### ④【生物多様性に配慮した生活スタイルの促進】

- 生ごみ減量塾(春季)～エコの花、腐葉土作って咲かせよう!～をオンラインにて開催しました。(6月11日(金)14名参加)(施策4-1)(リサイクル清掃課)
- 食品ロス削減の取組として下記のとおり行いました。(施策4-2)(リサイクル清掃課)
  - ・BUNKYOごみダイエット通信(6月、12月発行)
  - ・モノ・フォーラム(食品ロス削減講座:オンライン開催)(1月31日(月)、7名参加)
  - ・フードドライブ(未利用食品の回収)約2,614kg
- 地域戦略の概要版をHPで掲載し、エコラベルについて周知しました。(施策4-2)(環境政策課)
- 文の京生きもの図鑑に、区民等が環境に配慮した行動の必要性を区民等が認識するように、コラム「生物多様性に迫る危機」を掲載しました。(施策4-2)(環境政策課)
- 環境ライフ講座を開催し、「生物多様性と私たちの暮らしを考える」をテーマにした講座や、ネイチャーゲームを行いました。また、受講生とワークショップを実施し、「生物多様性と文化・歴史」をテーマにパネルを作成し、環境イベントで展示しました。(施策4-3)(環境政策課)
- リサイクル推進サポータースキルアップ講座を開催し、食品ロス等の取組について周知しました。(受講者8名)(施策4-3)(リサイクル清掃課)
- みどりのサポート活動ボランティア活動について区HPに掲載し、周知しました。また、活動参加募集案内を区HPや区報に掲載しました。(施策4-3)(みどり公園課)

#### ⑤【生物多様性に配慮した事業活動の促進】

- 大規模建築物(3000㎡以上)、中規模建築物(1000~3000㎡)の事業所に対し、廃棄物の適正分別及びリサイクル推進啓発のため立入検査を実施しました。(大規模29件、中規模19件)(施策5-1)(リサイクル清掃課)
- 地域戦略の概要版をHPで掲載し、国のガイドラインを基に事業活動と生物多様性との関わりについて周知しました。(施策5-1)(環境政策課)

#### ⑥【各主体との連携・協働の推進】

- 四季の郷薬師温泉やまびこ荘、魚沼市観光協会が主催となり、山村・自然体験事業を年8回実施し、スノートレッキングや川遊び体験、スキー体験等を行いました。(再掲)(施策6-1)(区民課)
- 図鑑作成にあたり、区内等大学の先生や小石川植物園の先生に監修依頼し、情報交換を行いました。(施策6-2)(環境政策課)
- 生物多様性に関する活動を行っている区内団体を、区HPに掲載しました。(施策6-3)(環境政策課)
- NPOと協働で親子生きもの調査(冬の野鳥しらべ)を実施し、NPOが肥後細川庭園・六義園で実施した探鳥会の観察記録も合わせて、区内冬の野鳥観察記録として区HPで情報提供しました。(施策6-3)(環境政策課)

**基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する**

基本目標Ⅲでは、各施設や建物の所有者・管理者が、それぞれの立場で主体的に生物多様性に配慮したまちづくりに取り組むことができるよう、ビオトープタイプ別に施策を検討し、全てのタイプを網羅する以下の5つの方向性から取り組むこととしています。

**ステップ3 生きものたちの  
生育空間の継承・創出**



**施策の方向性**

- ⑦ 公園・公共施設等における身近な生物多様性を創出する
- ⑧ 区民・事業者における身近な生物多様性を創出する
- ⑨ 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する
- ⑩ エコロジカル・ネットワークを形成する
- ⑪ 外来種・愛玩動物等への適切な対応を推進する

< 令和3（2021）年度の主な取組内容 >

**⑦【公園・公共施設等における身近な生物多様性の創出】**

- 区立公園で重要種に配慮した草刈を実施しました。また、連続した植栽整備を実施しました。（施策7-1）（みどり公園課）
- 水質の維持管理等のため、神田川の河川清掃を実施しました。（1回）（施策7-1）（みどり公園課）
- 樹木が健全に育つための緑地の剪定等を実施しました。（施策7-1）（みどり公園課）
- 区民参画による公園管理として、46園について30団体が参加しました。（施策7-1）（みどり公園課）
- 区民参画による公園づくりとして、文京宮下公園、白山四丁目第二児童遊園、水道一丁目児童遊園の意見交換会を計7回実施しました。（施策7-1）（みどり公園課）
- 区庁舎における生物多様性に配慮した草刈り方法として、屋上緑化のススキ植生あたりを一部50cm残しました。（施策7-2）（施設管理課）
- 区有施設の緑化活動として、シビックセンター屋上庭園等の緑化を実施しました。（施策7-2）（施設管理課）  
※緑化植物は、ヒラドツツジ、キンメツゲ、ヘデラ・グレーシャー、キリンソウの4種
- 樹木の適正な維持管理のため、街路樹の剪定等を実施しました。（施策7-3）（みどり公園課）

**⑧【区民・事業者における身近な生物多様性の創出】**

- 東京都苗木生産供給事業を活用し、10月に苗木の配布を行いました。（参加者137名）（施策8-1）（みどり公園課）
- 区民・事業者への手づくりビオトープの取組方法を紹介するため、教育センターに設置した手づくりビオトープの見本と、ビオトープづくりのポイントについて区HPで紹介しました。（施策8-1）（施策8-2）（環境政策課）
- 文の京生きもの図鑑に、コラム「手づくりビオトープ」を掲載しました。（施策8-1、8-2）（環境政策課）
- 安全で良好な生活環境をつくることを目的として、生垣造成補助を実施しました。（1件）（施策8-1、8-2）（みどり公園課）

**⑨【歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等の継承】**

- 保護樹林・樹木指定制度に基づく、維持管理費用の一部を助成する等の支援を実施しました。（樹木 33件（49本）、樹林 4件（7,900㎡））（施策9-1）（みどり公園課）
- 崖線に残された緑地や湧水の自然豊かな空間を維持するために、緑地の剪定等を実施しました。（施策9-2）（みどり公園課）
- 緑や崖線、河川が織りなす、すぐれた景観を維持するために、神田川法面（風致地区）緑地の剪定を実施しました。（施策9-3）（みどり公園課）
- 文京花の五大まつり等のイベントについて、一部経費の助成や広報活動等の支援を行いました。

(施策9-3) (アカデミー推進課)

- ・第43回文京菊まつり(開催日:11月1日~11月22日 来場者:20万人)
- ・第65回文京梅まつり(開催日:2月8日~3月8日 来場者:25万人)
- ・第50回文京さくらまつり(文京観桜会)(開催日:3月19日~4月3日 来場者:1万人)

⑩【エコロジカル・ネットワークの形成】

- 手づくりビオトープの取組促進等により、住宅・事業所における緑化を推進し、緑と緑のネットワーク形成を図りました。(施策10-1) (環境政策課)
- 文の京生きもの図鑑に、多種多様な生きものが暮らしやすい状況をつくる意識啓発を目的として、コラム「エコロジカル・ネットワーク」を掲載しました。(施策10-1) (環境政策課)

⑪【外来種・愛玩動物等への適切な対応の推進】

- 外来生物防除事業において、ハクビシン4頭の捕獲をしました。(環境政策課)
- 愛玩動物の適正な飼育の普及、啓発や飼い主のマナーの向上について、区HP及びポスター・チラシ等で周知啓発を行いました。動物愛護週間イベントは中止しました。(施策11-2) (生活衛生課)

< 区立公園で重要種に配慮した草刈のための取組 >

**重要種(ウmanosズクサ) パネル**

現地調査で確認された重要種がある区立公園にパネルを設置し、生物多様性に配慮した草刈等の管理を啓発しています。



区内では数少ない在来の植物が生育しているため、草刈に配慮した管理をしています

文京区資源環境部環境政策課

< 手づくりビオトープの取組 >

住宅の庭・軒先・ベランダや、事業所の外構・屋上等の小さくて狭いスペースで、生きものの暮らす場所(ビオトープ)を作る取組を、文京区生物多様性地域戦略では「手づくりビオトープ」と呼んでいます。

「手づくりビオトープ」の普及・啓発のため、令和元(2019)年10月に文京区教育センターに「手づくりビオトープ」の見本を設置しました。この見本は、鳥や昆虫類が好む植物種から選定して作りました。

**ヤマブキ**

初夏に小型のハチ・アブ類が蜜を吸いに来ます。

**ムラサキシキブ**

秋に実る果実が、野鳥などの餌となります。

**コムラサキ**

秋に実る果実が、野鳥などの餌となります。

**ユズ(花柚子)**

葉がアゲハチョウ類の産卵と幼虫の食草として利用されます。また、秋~冬に実る果実が、野鳥の餌にもなります。

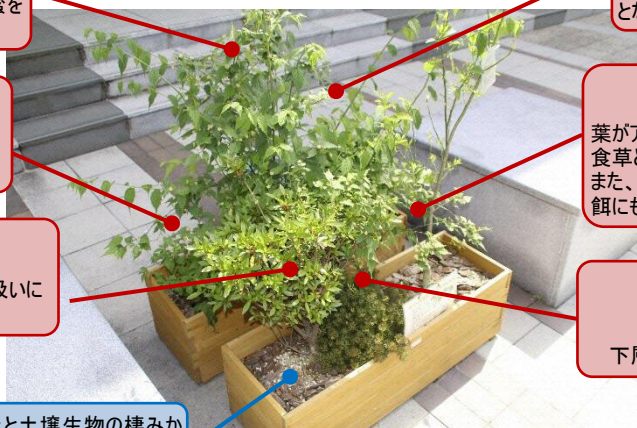
**サツキ**

初夏にアゲハチョウ類が蜜を吸いに来ます。

**マンネングサ属の一種(松葉つづり)**

下層植生として入れています。

乾燥防止と土壌生物の棲みかになるように、樹皮マルチを入れています。



## 基本目標Ⅳ 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

基本目標Ⅳでは、区全体のエコロジカル・ネットワークを充実させる上で、新たな拠点と新たなつながりを生み出す都市開発に着目し、以下の2つの方向性から取り組むこととしています。

ステップ3 生きものたちの  
生育空間の継承・創出



### 施策の方向性

12 持続可能な都市開発における生物多様性の再生を促進する

13 公共施設の改修時等における生物多様性の再生を推進する

< 令和3（2021）年度の主な取組内容 >

#### ⑫【持続可能な都市開発における生物多様性の促進】

- 区HP、事業者向けアンケートで「屋上等緑化補助金制度」を紹介しました。（施策12-1）（環境政策課）
- 文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導を実施しました。（民間施設88件、公共施設7件）（施策12-2）（みどり公園課）

#### ⑬【公共施設の改修等における生物多様性の再生】

- 柳町小学校の改築工事を実施しています。緑化計画部分の工事は令和8年度を予定しています。（施策13-1）（学務課）

#### 【その他】

- 都市計画事業である春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業（南街区の一部）にて緑化空間の整備が行われました。（都市計画課・地域整備課）

## 4. 本戦略の進捗状況

本戦略の進行管理指標として、下表に示す指標を設定しています。

各評価についてはアンケート結果等により令和3（2021）年度の現状値を求め、将来の目安値達成への進捗評価を行いました。

	現状の評価
達成の見込み有	◎
達成まで引き続き行動が必要	○
達成まで更なる行動が必要	△

### <進行管理指標>

基本目標	指標		戦略策定時	現状値	将来の目安	現状の 評価
			平成29（2017）年度	令和4（2022）年度	令和10（2028）年度	
基本目標 Ⅰ	「生物多様性」という言葉を知っている割合	区民	80%	83%	100%	○
		事業者	77%	86%	100%	○
	身の回りの「生きもの」の存在に関心がある区民の割合	区民	90%	91%	100%	○
基本目標 Ⅱ	生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合	区民	94%	89%	100%	○
	生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合	事業者	20%	23%	100%	○
	環境に配慮した商品を購入している割合	区民	74%	86%	100%	○
事業者		70%	83%	100%	○	
基本目標 Ⅲ	生物多様性の保全・回復に向けた公園再整備事業等を行った都市公園※ <sup>1</sup> の数		9ヶ所	23ヶ所	現状より増加（累計）	◎
	敷地内の緑化に取り組んでいる割合	区民	63%	53%	100%	△
		事業者	49%	57%	100%	○
基本目標 Ⅳ	ビオトープマップにおけるみどりの面積		180ha	—※ <sup>3</sup>	現状より増加	—
	区内の緑の状況（緑被率）※ <sup>2</sup>		18.4% （平成30年）	—※ <sup>4</sup>	19% （令和11年）	—

※1 江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業）に基づく再整備を行った都市公園及びその他生物多様性に配慮した再整備等を行った都市公園。

※2 令和2（2020）年3月改定の「文京区みどりの基本計画」で定められている値を用います。

※3 計画の改定に合わせて現状値把握及び評価を行います。

※4 緑地実態調査に合わせて現状値把握及び評価を行います。

## アンケート結果

区では、本戦略の進捗状況を測るための手段の一つとして、区民、事業者に取組状況等のアンケート調査を実施しています。なお、集計結果は端数処理の関係により、合計が100%とならないことがあります。

### <アンケート調査の概要>

	区民	事業者
対象	・18歳以上の住民基本台帳登録者 1,200人 (住民基本台帳から年齢別人口比率抽出)	・大規模事業所 (総量削減義務と排出量取引制度における、 指定(特定)地球温暖化対策事業所) 32事業所 ・中小規模事業所 500事業所 (商用データベースをもとに層別抽出)
調査項目	・地球温暖化対策に関する行動について ・生物多様性に関する意識・認知度について等	・地球温暖化対策に関する行動について ・生物多様性に関する意識・認知度について等
回収率	24.8%	28.1%
実施時期	2022年5月27日発送	
発送回収方法	調査票の郵送回収	
送付資料	依頼文、調査票等	

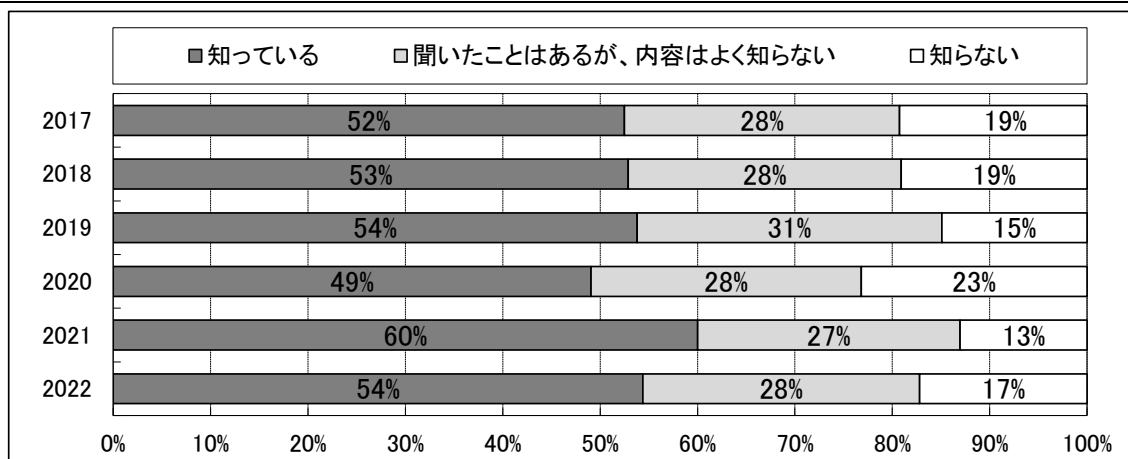
※ アンケート結果は、毎年度の実施時期が5月下旬～6月上旬頃であることから、当該年度実施のものを、前年度の実績として評価しています。

基本目標ごとの進行管理指標として毎年実施している区民・事業者アンケートの経年変化について以下に示します。

### 4.1 基本目標Ⅰ

#### (1) 「生物多様性」という言葉を知っている割合(区民)

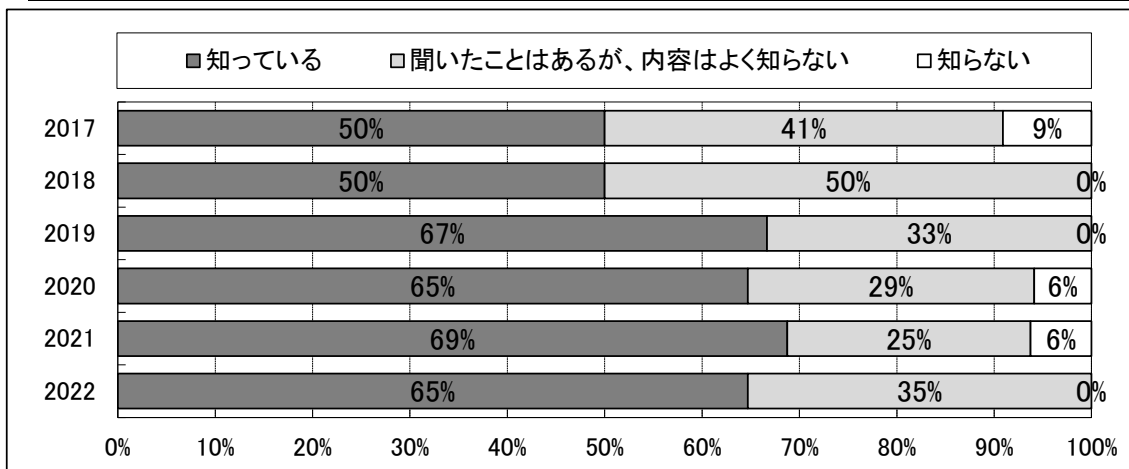
「知っている」、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の合計は、前年度と比較してやや低下したものの、83%で高い認知度を維持している。



(2) 「生物多様性」という言葉を知っている割合（事業者）

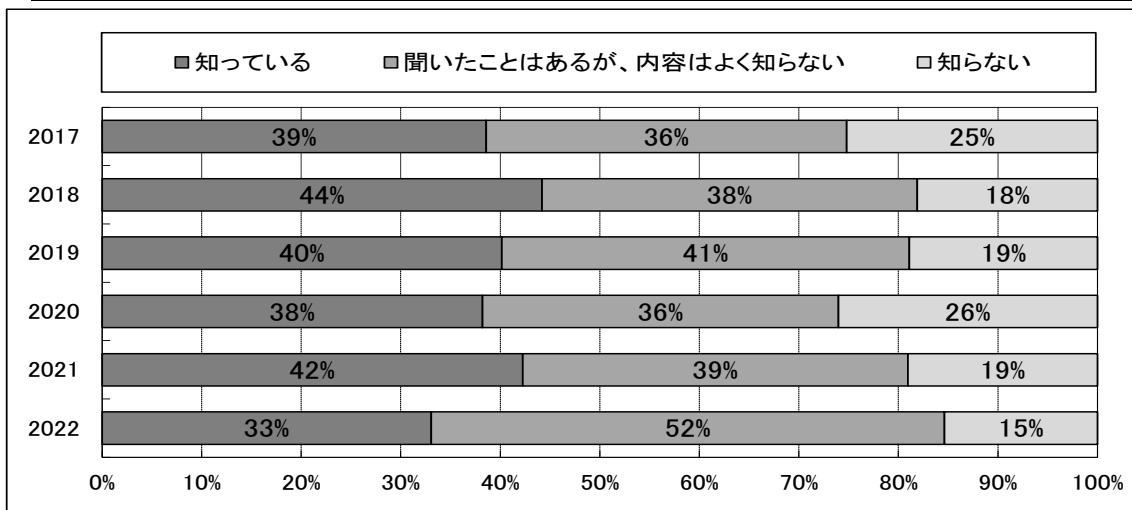
1) 大規模

「知っている」、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の合計が100%となっており、高い認知度を維持している。



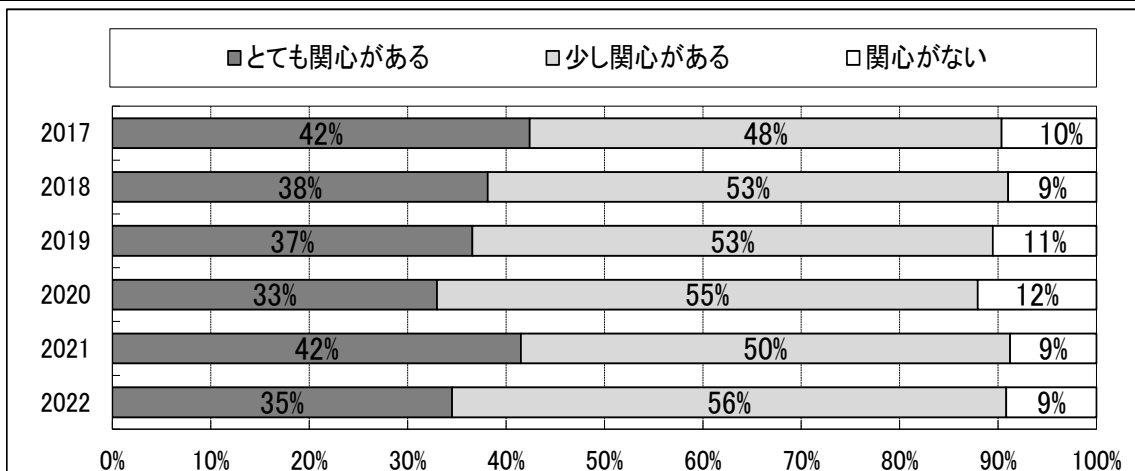
2) 中小規模

「知っている」は33%、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」は52%で、前年度より認知度は向上したものの、大規模事業者と比較すると低い。



(3) 身の回りの「生きもの」の存在に関心がある区民の割合

「とても関心がある」、「少し関心がある」の合計は91%と、高い関心度を維持している。

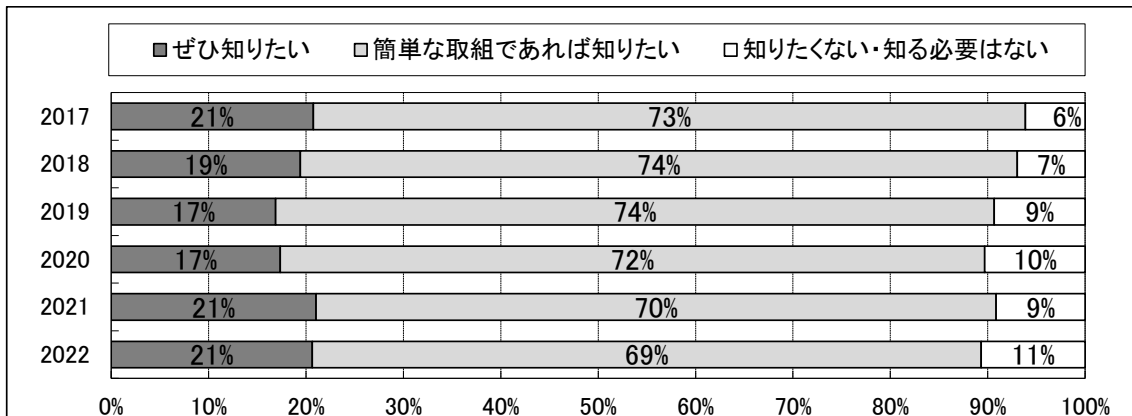




## 4.2 基本目標Ⅱ

### (1) 生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合

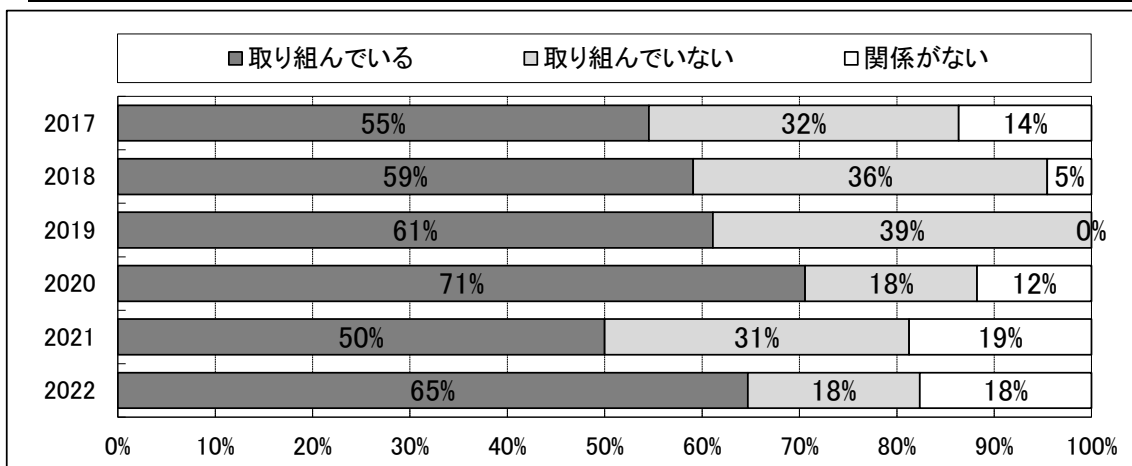
「ぜひ知りたい」、「簡単な取組であれば知りたい」の合計が89%と高い関心度を維持している。



### (2) 生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合

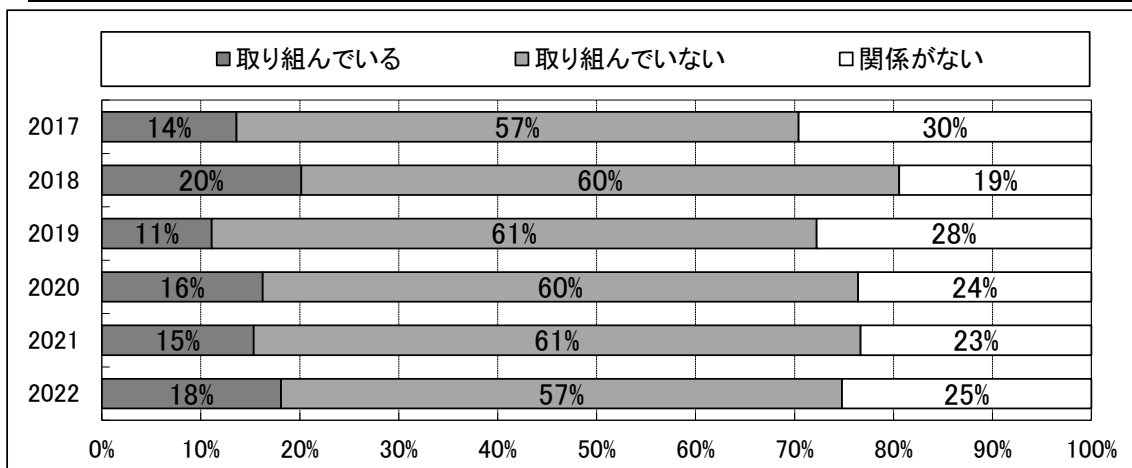
#### 1) 大規模

「取り組んでいる」が65%、「取り組んでいない」は18%となっており前年度より向上している。



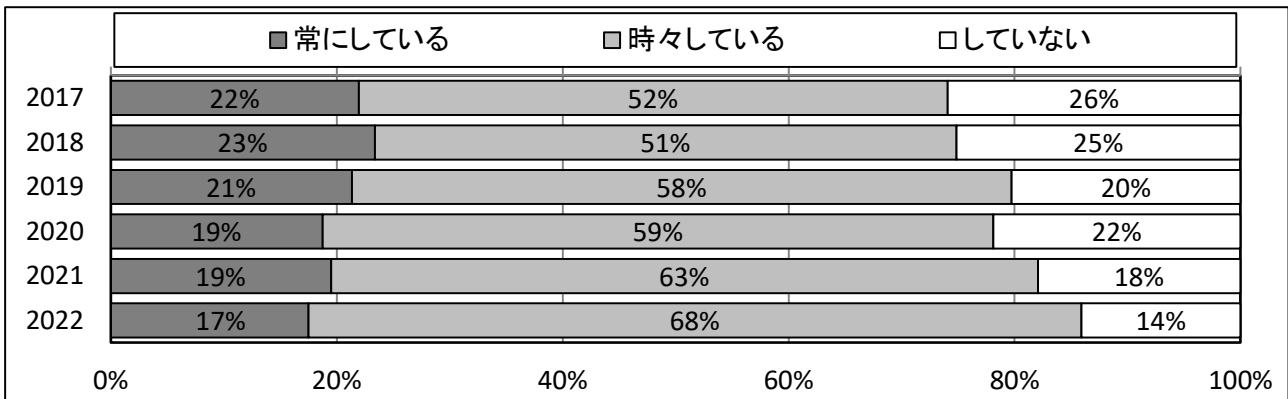
#### 2) 中小規模

「取り組んでいる」が18%、「取り組んでいない」が57%となっており、前年度よりやや向上している。



(3) 環境に配慮した商品を購入している割合（区民）

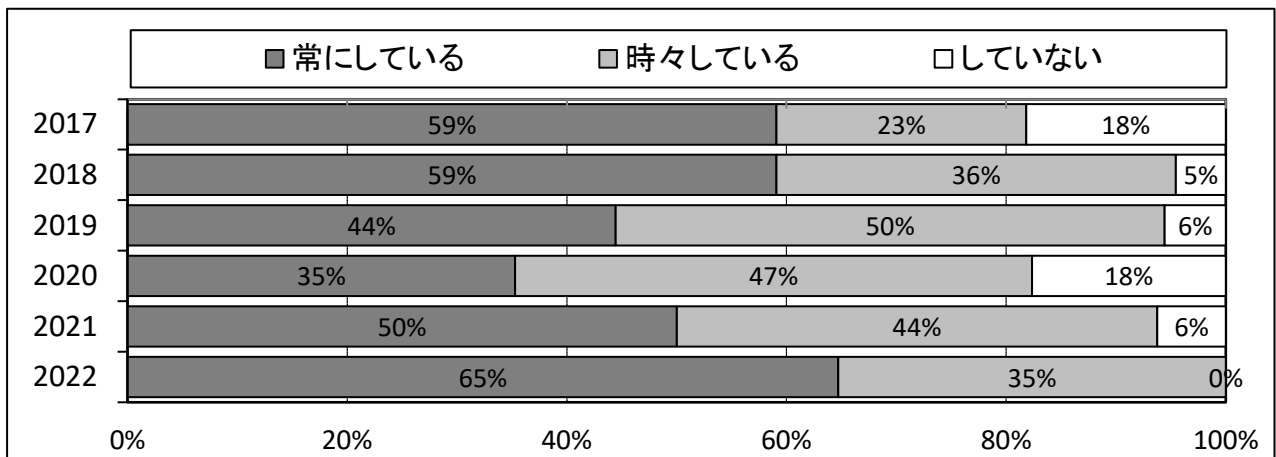
「常にしている」、「時々している」の合計は86%と、前年度よりやや向上している。



(4) 環境に配慮した商品を購入している割合（事業者）

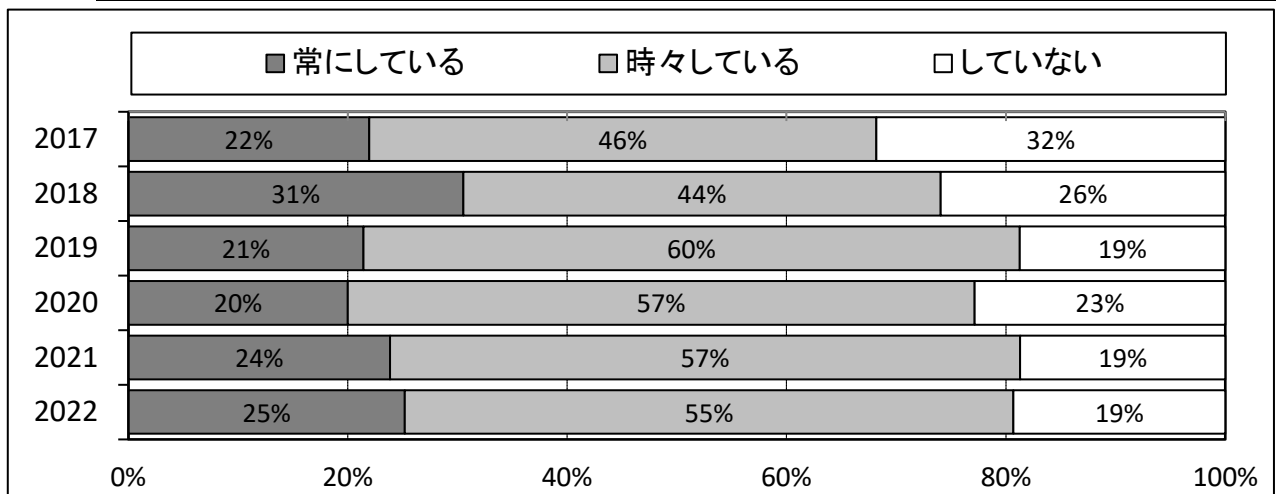
1) 大規模

「常にしている」、「時々している」の合計は100%と高い実施率となっている。



2) 中小規模

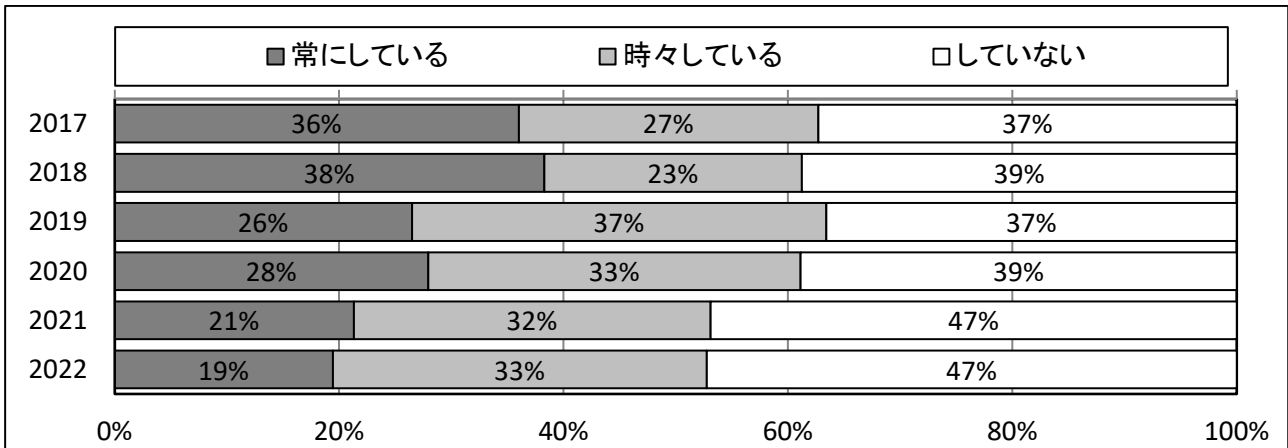
「常にしている」、「時々している」の合計は81%と高い実施率を維持している。



### 4.3 基本目標Ⅲ

#### (1) 敷地内の緑化に取り組んでいる割合（区民）

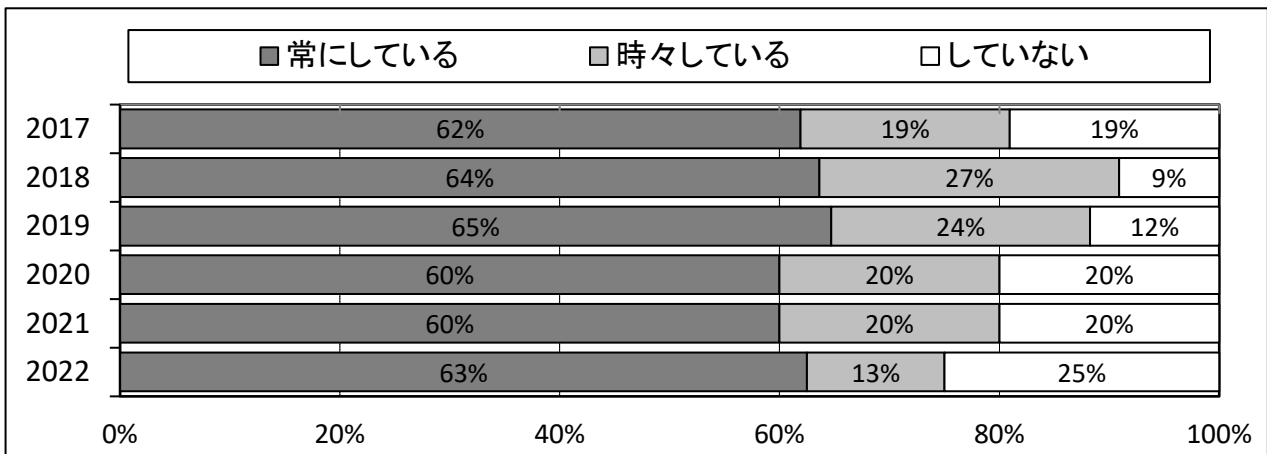
「常にしている」、「時々している」の合計は53%と前年度とほぼ同等にとどまっている。



#### (2) 敷地内の緑化に取り組んでいる割合（事業者）

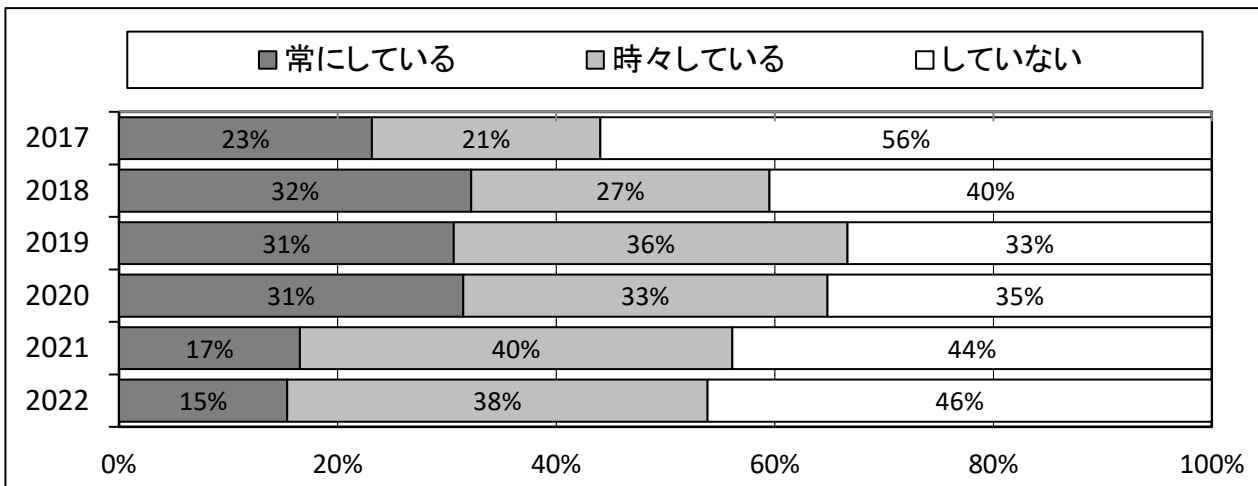
##### 1) 大規模

「常にしている」、「時々している」の合計は前年度と比較するとやや低下しているが、75%と高い実施を維持している。



##### 2) 中小規模

「常にしている」、「時々している」の合計は54%と前年度とほぼ同等の実施率となっている。



## 5. 現状と今後の方向性

### 基本目標Ⅰ 「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る

#### 現状

- 区民の生物多様性の認知度は 8 割程度と高い傾向にあるが、今年度は内容まで知っている割合が 5 割程度となった。
- 事業者の生物多様性の認知度については、大規模事業者は近年内容まで知っている割合が 6 割程度となっているが、中小規模事業者は 3~4 割程度にとどまっている。
- 区民の身の回りの生きものの関心度について、関心がある割合は近年 9 割程度となっている。

#### 今後の方向性

- 生物多様性の認知度については、区民は 8 割程度と高い傾向にあるが、事業者は近年横ばい傾向にあるため、事業活動を通じて国内外の生物多様性と深く関わっていることを周知する。
- 各種環境関連講座で生きもの図鑑を活用する等、身の回りの動植物についての情報提供や生物多様性の概念を周知し、区民の意識向上を図る。
- 環境イベントで生きもの図鑑のチラシを配布し、周知・啓発を図る。
- 観光協会に生きもの図鑑のチラシを配架し、地域観光との連携を図る。

### 基本目標Ⅱ 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する

#### 現状

- 生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合は、近年 9 割程度となっており、うち「簡単な取組であれば知りたい」割合が 7 割程度となっている。
- 生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合は、大規模事業者は前年度より増加し、6 割程度となった。中小規模事業者は前年度よりやや増加したものの、2 割に満たない結果となった。
- 環境に配慮している商品を購入している区民は、「常にしている」「時々している」を合計すると、8 割を超え、近年で一番高い割合となった。実施しない理由として、「面倒だから」「関心がない・必要性を感じない」「効果がわからない」等がある。
- 環境に配慮している商品を購入している事業者の割合は、大規模事業者は初めて 10 割となった。中小規模事業者は 8 割程度と横ばい傾向にある。中小規模事業者の実施しない理由として、「別途費用が発生するため経営上厳しい」「関心がない・必要性を感じない」「専門的なノウハウや効果が分からない」等がある。

#### 今後の方向性

- 環境に配慮している商品を購入することの必要性を引き続き周知する。
- 区 H P や講座を通して、認証ラベルの紹介や食品ロスの削減等について周知し、生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促す。
- 国の生物多様性民間参画ガイドライン等の周知をし、生物多様性に配慮した事業活動の促進を行う。

### 基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する

#### 現状

- 敷地内の緑化に取り組んでいる区民の割合は、前年度に引き続き 5 割程度となっている。実施しない理由として、「質問に該当するものをもっていないから」「面倒だから」「関心がない・必要性を感じない」等がある。

- 敷地内の緑化に取り組んでいる事業者の割合は、大規模事業者は近年7～9割程度、中小規模事業者は4～6割程度である。実施しない主な理由として「該当する機器・設備がないから」「別途経費が発生するため経営上厳しい」等がある。

#### 今後の方向性

- 住宅の庭や事業所の屋上等の狭いスペースでも、費用をあまりかけずに、生きものの暮らす場所（ビオトープ）を手づくりする「手づくりビオトープ」について周知・啓発し、一人一人が取組を行うことで、小さな緑と緑がつながり、エコロジカル・ネットワーク形成に寄与することを周知する。
- 生垣造成や屋上緑化等への助成について引き続き情報提供を行う。

### 基本目標Ⅳ 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

#### 現状

- 緑被率の平成30（2018）年値は、18.4%で、緑被地面積は207.4haとなっている。

#### 今後の方向性

- 引き続き、文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導を行うほか、工事や改築に合わせて緑化基準に基づく整備を行う。

## 用語解説

### \*1 愛知目標

2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標のこと。2010年に開催されたCOP10（生物多様性第10回締約国会議）で採択され、開催場所が愛知県名古屋市だったことから、「愛知目標」と呼ばれている。

### \*2 COP（締約国会議）

Conference of the Parties の略で、コップと読む。条約や議定書を批准した国が集まる最高意思決定機関であり、生物多様性条約に関しては概ね2年に1回開催される。

### \*3 GBO

Global Biodiversity Outlook の略。各国から提出された報告書、生物多様性国家戦略、既存の生物多様性に関する研究やデータを分析し、愛知目標等の達成状況や達成見込み等について分析した報告書で、愛知目標の進捗評価に関する基礎資料として参照されている。

### \*4 IPBES

IPBES とは Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services の略で、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し的確に政策に反映させていくための、世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織。生物多様性に関する政策提言を含む報告書の作成等を行っている。事務局は、国連環境計画（環境分野における国連の主要機関）の下に置かれ、ドイツのボンに設置されている。

### \*5 30by30 目標

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である。

### \*6 OECM

Other Effective area-based Conservation Measures の略で、自然公園など公的な保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。企業や団体によって生物多様性の保全が図られている土地などが該当する。

### \*7 NbS

Nature-based Solutions の略で、健全な自然生態系が有する機能をいかして、社会課題の解決を図ること。

**\*8 Eco-DRR**

Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略で、生態系を活用した防災・減災のこと。